

平成25年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成25年12月5日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	小鹿耕平
主任技師	北川恭之

1. 議事日程（第1号）

平成25年12月5日（木曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例について
- 日程第5 第67号議案 笠松町定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第68号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 第69号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第70号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第71号議案 笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第72号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第73号議案 笠松町産業振興支援条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第74号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第77号議案 町道の路線認定について

- 日程第16 第78号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第17 第79号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第18 第80号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について

開会 午前10時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成25年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 古田 聖人 議員

10番 長野 恒美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局より報告いたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） おはようございます。

監査委員より、平成25年度9月分、並びに10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、お手元にその写しをお配りしました。

もう1点が、先月の13日、第57回町村議会議長会全国大会が東京NHKホールで開催されました。16項目の一般決議、5項目の特別決議が採択されました。その写しもお手元に配付いたしました。

なお、当大会には正・副議長が参加されました。以上です。

○議長（岡田文雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結であります。下羽栗処理分区の管渠の埋設工事が1件と、道路の拡張、拡幅の改良工事が1件、そして笠松町の運動公園の整備

(その1)、(その2)のそれぞれ1件、そして笠松町民運動場の改修工事が1件、笠松町民運動場の駐車場の整備工事が1件、そしてまた円城寺の処理分区(13工区)の管渠埋設工事が1件、以上7件であります。これによる契約金額、あるいは契約の相手方、工事内容等の詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページから14ページをお目通しいただきたいと思っております。

また、平成25年度の羽島郡二町教育委員会点検評価報告書と平成24年度の羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、そして平成24年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会の事業特別会計歳入歳出決算書、この以上の3件につきましては、それぞれ岐南町及び羽島市より報告をされましたので、お手元に配付をさせていただきました。

○議長(岡田文雄君) 以上、御了承願います。

日程第4 第66号議案から日程第18 第80号議案までについて

○議長(岡田文雄君) 日程第4、第66号議案から日程第18、第80号議案までの15議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読させます。

○書記(笠原 誠君) お手元の議案の1ページをお開きください。

第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例について。

笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出、笠松町長 広江正明。

第67号議案 笠松町定住促進条例の一部を改正する条例について。

笠松町定住促進条例(平成21年笠松町条例第14号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第68号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について。

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第69号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例について。

笠松町税条例(昭和30年笠松町条例第24号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

次に、10ページをお開きください。

第70号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例について。

笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例(昭和60年笠松町条例第30号)の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第71号議案 笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について。
笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和42年笠松町条例第22号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第72号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。
笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第73号議案 笠松町産業振興支援条例の一部を改正する条例について。
笠松町産業振興支援条例（平成21年笠松町条例第18号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第74号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。
笠松町道路占用料徴収条例（昭和53年笠松町条例第9号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例について。
笠松町下水道条例（平成3年笠松町条例第17号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。
笠松町水道事業給水条例（平成17年笠松町条例第1号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成25年12月5日提出。

第77号議案 町道の路線認定について。
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成25年12月5日提出。

記、整理番号 3247、路線名 北及63号線、起点 北及、終点 北及、重要な経過地 なし。

第78号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第8号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,874万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,917万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成25年12月5日提出。

次に、36ページをお開きください。

第79号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,041万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,027万円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年12月5日提出。

次に、39ページをお開きください。

第80号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成25年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,200万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年12月5日提出。

○議長(岡田文雄君) 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明をお願いいたします。

広江町長。

○町長(広江正明君) それでは、本日提出させていただきました案件につきまして、笠松町の総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例、これのほか10件の条例案件が計11件と、町道の路線認定が1件、そして平成25年度の一般会計ほか2件の補正予算、計3件、以上15件であります。この詳細につきましては、副町長より説明をいたささせていただきますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(岡田文雄君) 川部副町長。

○副町長(川部時文君) おはようございます。

順次説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず議案の1ページから2ページの第66号議案 笠松町総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例についてであります。新規条例であります。

株式会社光製作所の本社工場区域が国際共同開発航空機の生産に対応できる区域として国際戦略総合特別区域、通称でアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特別区域とっておりますが、これの内閣総理大臣認定を受けたことに伴い、総合特別区域法に定められた工場立地に係る緑地規制の特例措置を町の条例で定めることが可能となったため、今回新規条例を制定し、今後発展が見込まれる国際共同開発航空機等の生産体制の整備を図るため、工場立地法に基づく緑地面積割合等の基準を緩和するものであります。

内容的には、総合特区制度の趣旨から、国際競争力強化のため生産施設の新増築の自由度を高める必要があるため、工場立地法の基準を緩和するものであります。その基準の設定については、特区法による基準まで緩和することも可能であります。事業所周辺の生活環境の保

持や美観等にも配慮する必要があることから、特区法による基準より制限を加えた先行自治体、県内では各務原市でございますが、ここの例と同等の基準に合わせ設定し、緑地面積率等の基準を緩和するものであります。

具体的には3つございまして、2つは第3条の表にありますように敷地面積に対する緑地面積の割合ですが、工場立地法の基準では100分の20以上であり、特区法による基準では100分の1以上まで緩和することができますが、町の条例においては100分の5以上とするものであります。

また、敷地面積に対する環境施設面積の割合ですが、工場立地法では100分の25以上であります、特区法では100分の1まで下げることができますが、町の条例では100分の10以上とするものであります。

それから、2ページの重複緑地といいますか、屋上緑化等でございますが、これの緑地算入率でございますが、工場立地法では100分の25以内としておりますが、町条例では100分の50以内とするものであります。

施行期日は平成26年4月1日からであります。

続きまして、3ページの第67号議案、議案資料では15ページであります。

笠松町定住促進条例の一部を改正する条例についてであります。

住宅の取得を促進し、定住人口の増加を図るため、定住促進事業を引き続き実施することに伴い、条例の失効期限の延長などの所要の規定整備を行うものであります。

内容的には、附則第2項の改正でありまして、条例の失効期限を「平成31年3月31日」限り失効というものを「平成34年3月31日」限り失効というように、3年間延長させていただきます。

また、本事業の適用範囲も「平成26年1月1日」までに住宅を取得し入居した者までを「平成29年1月1日」までに住宅を取得し入居した者までに改正いたします。

施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案の4ページから5ページにわたります第68号議案であります。

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

平成26年4月から職員の勤務時間を現行の週40時間から、国と同様の週38時間45分勤務に変更することに伴い、笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例のほか、関係条例の所要の規定整備を行うものであります。

内容的には、平成20年の人事院勧告において、民間の労働時間との均衡等を考慮し、1日の勤務時間を15分短縮するよう勧告がなされ、国においては平成21年度より1日8時間勤務から7時間45分勤務に短縮されたところであり、岐阜県を初め県内の他の市町村においても既に短縮が行われている状況であるため、これらの状況から判断し、当町についても平成26年度から

1日8時間勤務から7時間45分勤務に変更するものであります。

なお、この改正に伴い役場の閉庁時間も変更となり、現在の17時30分が閉庁時間でありましたが、17時15分となるものであります。

まず第1条関係では、笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ということで、一般職員は1週間の勤務時間が「40時間」から「38時間45分」と変更されます。

それから、再任用短時間勤務職員、現在はおりませんが、一応条例上は1週間の勤務時間を「16時から32時間まで」の範囲を「15時間30分から31時間まで」の範囲に改正いたします。

それから、これも今は該当者はおりませんが、育児休業任期付短時間勤務職員ですが、1週間の勤務時間でありましたが、「32時間」までの範囲というものを「31時間」までの範囲ということで変更いたします。

そして第2条関係では、笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正させていただきます。

育児休業法第10条第1項第5号により、条例で定めることとされている育児短時間勤務職員の変則勤務形態の勤務時間の変更であります。

当町では、これの取得を希望する職員がございませんが、一応条例で書いてございますように、ちょっとこれはわかりづらいんですが、週25時間勤務は週24時間35分勤務になります。週24時間勤務は週23時間15分勤務となります。これは4つのパターンがありまして、今2つ言いましたんですが、3つ目は20時間勤務は19時間35分勤務に変わります。それから4つ目のパターンとして、週20時間勤務は週19時間25分勤務となります。

3条関係の改正でございますが、笠松町職員の給与に関する条例の一部改正ということで、育児短時間勤務職員、それから任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を超えて行った時間外勤務手当支給額に係る規定整備でありまして、現在では1日8時間に達するまでは給与額に100分の100を乗じて得た額としていたものを、変更後は1日7時間45分に達するまでは給与額に100分の100を乗じて得た額というふうにするものであります。

施行期日は平成26年4月1日であります。

続きまして、6ページから9ページにわたります第69号議案、議案資料では22ページから45ページであります。笠松町税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されまして、個人住民税の特別徴収制度及び株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度が見直されたこと等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

まず、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しであります。第47条の2と第47条の5の関係であります。年金支給月ごとの徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度特別徴収税額（年税額）の2分の1相当とする改正を行うものであります。

なお、本徴収税額は、今回の改正はございません。

これにより年税額が、例えば2年連続で同額であった場合には、毎月いただける年金の場合は毎回徴収額が一定となり、平準化されることとなります。

また、賦課期日後に町外に転出した場合においても、特別徴収を継続することとする改正を行います。

それから2つ目は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直しであります。これが附則第18条と附則第18条の2の関係であります。株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度が上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等に分けて整備し直されたことに伴い、課税の特例に関し所要の規定の整備を行うものであります。

施行期日は平成28年1月1日であります。ただし、年金の特別徴収制度の改正規定は平成28年10月1日から、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の改正規定は平成29年1月1日から施行であります。

続きまして、10ページの第70号議案 笠松町行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上がることに伴い、行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収に関し、今回所要の規定の整備を行うものであります。内容的には第2条の使用料の額で、消費税率の変更に合わせ「1.05」とあるものを「100分の108」と、字句訂正もあわせて改正させていただきます。

御参考までに、土地や家屋の貸し付けに係る消費税の課税については非課税であります。今回改正させていただく影響のあるものは1カ月未満の土地の貸し付けに係るもので、長期の賃貸の関係は今回の増税の影響はございません。

施行期日は平成26年4月1日で、経過措置として、施行日以後の使用料の納付について適用し、施行日前の使用料の納付については、なお従前の例ということになります。

続きまして、11ページから12ページ、議案資料では47ページであります。第71号議案 笠松町小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

笠松中学校屋内運動場の建てかえに伴いまして、学校体育施設開放に係る使用料を新たに設定するため所要の規定整備を行うもので、別表アとイの中にあります笠松町中学校屋内運動場の使用料を1時間当たりと全日に分けて、それを施設区分ごとに設定させていただきました。

なお、今回の使用料設定に当たりましては、屋内運動場のほうは他の施設との均衡性を図るため、中学校の従前のアリーナや町民体育館の柔剣道場、さらには中央公民館の会議室等の1平方メートル当たりの単価を出し、それに新しい施設の面積を掛けて出すというような形で設定をさせていただきました。金額はごらんのとおりであります。

11月18日に開催された体育施設運営委員会において、この件については御了承をいただいております。

なお、第1条関係で条文の整備をさせていただいております。

学校教育法の一部改正が平成19年6月27日で行われておりましたが、改正漏れでありまして、条番号の整備をさせていただいております。「第29条及び第40条」というものを「第38条及び第49条」とさせていただきます。

施行期日は公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用について適用させていただきます。

続きまして、13ページから14ページ、議案資料では48ページから52ページであります。第72号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令、これが平成25年6月12日に公布され、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度が見直されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

内容としては、まず1つ目として、株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直しに伴う改正であります。これは附則第3項、それから第6項から第9項、それから第11項、第14項、第16項関係であります。株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度が上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等に分けて整備し直されたことに伴い、所要の規定整備を行うものであります。

それから附則第15項関係であります。こちらも過去の改正漏れでありまして、「第26条第1項第2号」とあるものを「第27条第1項第2号」と改めさせていただきます。前の条例と同じように、過去の改正漏れであります。申しわけありませんでした。よろしくお願いいたします。

施行期日は平成29年1月1日であります。ただし、附則第15項の改正規定は公布の日からの施行であります。経過措置として、平成29年度以後の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については従前の例ということになります。

続きまして15ページ、議案資料では53ページになりますが、第73号議案 笠松町産業振興支援条例の一部を改正する条例についてであります。

企業の立地促進並びに商工業者等の経営を支援するため助成措置を行うことにより、産業振興の拡大を図り、もって経済の活性化等に寄与することを目的として、産業振興支援事業を引き続き実施することに伴い、条例の失効期限の延長など所要の規定の整備を行うものであります。

延長の関係は附則で改正していますが、その前に第7条の2を1条追加させていただきました。助成期間中に指定事業者の事業主が変更する場合を想定し、合併または分割、譲渡、相続

など指定事業者の地位を継承する者が当該事業所において事業を継続する場合に限り、町長の承認を受けて指定を継続することができるものとするということで、まだ実際にはこうした事例は発生しておりませんが、将来的に可能性があるということで、ほかの自治体の事例を参考に、今回の延長に合わせてこの条文を追加させていただきました。

本題の延長の関係でございますが、附則の第2項関係でありまして、まず条例の失効期限を「平成29年3月31日」限り失効とあったものを「平成32年3月31日」限り失効というように、3年延長するとともに、本事業の適用範囲を「平成26年1月1日」までに施設設備を取得した事業者を「平成29年1月1日」までに施設整備を取得した事業者というように、3年延長させていただきます。

施行期日は公布の日からであります。

続きまして、16ページ、議案資料では54ページであります。

第74号議案 笠松町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほどの行政財産の目的外使用に係る使用料と同様に、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、道路占用料の徴収に関し所要の規定整備を行うものであります。

第2条第2項中の「1.05」を、消費税率の変更に合わせ「100分の108」、字句訂正をあわせて改正させていただきます。

施行期日は平成26年4月1日からであります。経過措置として施行日以後の占用料の納付について適用し、施行日前の占用料の納付については、なお従前の例ということになります。

続きまして、17ページから18ページであります。議案資料では55ページ。

第75号議案 笠松町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正も先ほどと同様に、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、下水道使用料に関し所要の規定の整備を行うものであります。

第18条第1項の下水道使用料及び第2項の計量器使用料中の「1.05」を、消費税の変更に合わせ、「100分の108」と改めさせていただくものであります。

施行期日は平成26年4月1日であります。経過措置として、施行日前から継続している下水道の使用料で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例ということで、旧税率であります。なお、施行日以後初めて使用料の支払いを受ける権利が確定する日が4月30日以後である下水道の使用料にあつては、前回の検針日から2カ月以内であれば旧法適用、3カ月以上ではその2カ月を超えた部分が新法適用8%となります。

なお、これがないように担当課では検針計画を立て、2カ月できちっと検針するように計画しておりますので、よろしくお願いたします。

議案の19ページから20ページ、議案資料では56ページであります。第76号議案 笠松町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例改正も先ほどと同様に、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、水道料金に関し所要の規定の整備を行うものであります。

内容としては、第17条第4項の水道料金及び第23条の水道メーター使用料中の「100分の105」とあるものを消費税率の変更に合わせ「100分の108」と改めさせていただくものであります。

施行期日は平成26年4月1日であります。経過措置として、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例によります。施行日以後の関係は、先ほどの下水道使用料のほうの計算と同じであります。

続きまして、21ページ、議案資料では57ページであります。

第77号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

北及地内の宅地開発により設置された私有道路について町道編入審査委員会、平成25年11月11日に開催しておりますが、この会において規格に適合しているかどうかと適否を判断した結果、町道に編入することとするものであります。

北及63号線でありまして、場所としては北及字村西地内で、延長は40.9メートル、幅員は6メートルで、隅切りの部分は3メートルでございまして、その部分は幅員が12メートルございます。

続きまして、22ページから35ページにわたります第78号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回、6,874万円の増額補正をさせていただきます。

まず今回の補正では、職員の人件費について、一部の予算科目で計上しておりますが、今年度も昨年同様、人事院勧告において給料表等の改定が見送られたため、それに係るものは補正内容に含まれておりませんが、6月の人件費の補正以後の職員の育児休業取得に伴う配置がえや、また各種手当の支給状況の異動に伴い、人件費では合計43万6,000円の増額をしております。

内容的には、給与は育児休業の関係で134万1,000円減額しております。

職員手当等は177万8,000円増額しております。これは、職員が結婚とか、住居がアパートになったとか、そういったことで職員手当等が177万8,000円ふえております。

それから共済費も、1,000円ですが減額しております。

なお、この中には時間外の補正が含まれておりまして、年間の予算枠、1人124時間という

のがあるんですが、これを超えた科目のみ補正をさせていただきました。6つの部署でその予算枠を超えたということで、補正させていただきました。

以下、順次、人件費以外の補正内容について御説明させていただきます。

いつものように歳出のほうから説明させていただきます。

29ページですが、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 町民バス運行費であります。公共施設巡回町民バスの故障により修繕費用が不足するため、修繕料を29万5,000円増額しております。購入後七、八年が経過しておりまして、一応当初予算では1台80万円の予算を持っておりますが、当町の町民バスの走行形態が発進と停止を繰り返す、そういう走行ですので、非常に故障が多いということで、特にDPFといたしまして、PMを除去する装置が故障したということで、今回足りないということで補正をさせていただきました。

続きまして、同じく総務費の中で第6目 防災対策費であります。全国瞬時警報システム、Jアラートであります。この受信機操作のパソコンのOSサポート期限終了に伴い更新が必要となったため、Jアラートとの連携、その他各種設定等に係るシステム設定委託料を33万6,000円増額するものであります。また、パソコン等機器一式の購入費用として、備品購入費を49万9,000円増額させていただきます。それからイントラパソコン2台で運用している要援護者支援地図システムについて、現在使用のOSサポート期限が終了するため、OSを更新することに伴いシステムのデータ移行等の設定作業が必要なため、システム設定委託料を3万2,000円増額させていただいております。

それから第8目の諸費であります。地域の魅力づくり再創出事業補助金100万円とありますが、昨年に引き続き笠松競馬の競走馬を広告塔として町の観光資源等をPRするため、バナー広告、それから新聞広告掲載及びチラシを作成し、PRを実施することに伴い、県の市町村振興補助金を活用し、笠松競馬場振興イベント実行委員会に対し助成を行うため、負担金補助及び交付金を100万円増額するものであります。財源2分の1は岐阜県の振興補助金で、岐南町からも同実行委員会へ100万円の助成を予定しております。

続きまして、30ページの第2項 企画費、第1目 企画総務費に消耗品420万円の増額がありますが、かさまつ応援寄附金の申込件数が前回6月定例会の補正時の見込みよりもさらに増加していることに伴い、寄附者にお送りしているお礼の品の予算が不足するため、今回需用費を420万円増額するものであります。また、同様にかさまつ応援寄附金のカードによる納付件数も増加していることから、カード会社等に対する手数料についても14万円増額させていただきました。6月のときは、1,200件ぐらい予定していたのですが、今回2,500件分を見込ませていただきます。12月3日申し込みで2,175件ということで足りると思います。このような数字を補正させていただきました。

続きまして、第3項 徴税费、第1目 税務総務費であります。返還金202万5,000円とあ

りますが、国有資産等所在市町村交付金の対象となる施設、具体的には岐阜県地方競馬組合であります。この台帳価格に誤りがあったことが判明したため、地方自治法第236条、時効の規定であります。これにより過去5年分さかのぼって交付金の一部を返還することに伴い、返還金を202万5,000円増額させていただきました。

続きまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費であります。門間の伴巖さんから10月28日付で老人福祉事業を目的として250万円の寄附をいただきましたので、伴健康長寿基金に積み立てるため、積立金を、頭出しの1,000円がございましたので249万9,000円増額させていただきます。毎年基金から50万円ずつ繰り入れて、健康長寿促進事業交付金の財源に充てさせていただく予定であります。

続きまして31ページですが、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 保育所総務費であります。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、現在の保育関係システムから新制度に対応したシステムへ移行するため、そのシステム開発委託料を389万6,000円増額させていただきます。財源は10分の10、県の補助金であります。

なお、県補助の対象となるには、本年度中に契約を締結する必要があるため今回予算計上しますが、実際のシステム構築は平成26年度となるため、繰越明許により対応させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

その下に第一保育所及び下羽栗保育所の運営負担金でございますが、これに関し、低年齢児の入所が当初見込みより増加したことに伴い、保育単価が高くなったため、2保育所に対する保育所運営費負担金を、そこにございますように計508万3,000円増額させていただきます。その下の広域入所の関係でございますが、こちらにも増加に伴い、広域入所運営負担金を176万7,000円増額させていただきます。当初5保育所7人を予定しておりましたが、10保育所15人がありましたので、このような増額をさせていただくものであります。その下に障がい児保育の記載がありますが、こちらは松枝保育所及び笠松保育園の障害児保育対象児童数の増加に伴い、障がい児保育支援事業補助金を546万6,000円増額させていただきます。対象児童数は笠松保育園が6人から7人、それから松枝保育所においては3人から4人、それから、今後増加見込み分として1人を4カ月分見込ませていただきました。それから、第一保育所、下羽栗保育所及び笠松保育園の一時預かり保育事業の利用児童数が増加したことに伴い、一時預かり保育支援事業補助金を131万4,000円増額させていただいております。

それから31ページの一番下のところにかんがい排水事業の追加の記載がございますが、これは円城寺字下田地内の薬師寺排水路内の柳の木が生い茂り、排水の流れ及び通学路にも指定してございまして、交通安全上支障を来している状況であるため、伐採作業を追加して実施すること。それからまた、県の浄化センターから浄水した水の一部を米野まで持ってきているんですが、その出口に藻が繁茂して水の流れが悪いということで、早急に改善してくださいという

要望がございましたので、あわせて今回しゅんせつ工事を追加して実施することに伴い、羽島用水土地改良区に対するかんがい排水事業負担金を81万4,000円増額するものであります。負担割合は、笠松町が75%で羽島用水が25%であります。

それから32ページの第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費に用地調査委託料等というものがございしますが、道路拡幅に対する寄附申し込みのあった土地、これは中野と長池でございしますが、これについて用地測量及び登記申請するため、用地調査委託料を98万4,000円増額するものであります。また、あわせて農地転用負担金を10万3,000円増額させていただきます。

それから、第3目の交通安全施設費に需用費の補正がございします。これは、町道の街路灯に係る電気料金が不足する見込みのため、光熱水費を174万1,000円増額するほか、街路灯の修繕件数の増加に伴い、修繕料を22万6,000円増額するものであります。

なお、この交通安全の関係以外でも電気料金が全般的に上がっておりますが、通常電気料金に加え、現在燃料調整額が加算されておりますが、燃料代が為替レートの影響で非常に上がっておりまして、今回全体的に不足するというので、電気代を精査していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、第2目の河川新設改良費であります。公共下水道雨水事業の雨水貯留施設整備事業に係る農地転用面積が確定したことに伴い、農地転用負担金を11万1,000円増額させていただきます。また、その事業用地の買収交渉の際、対象となる土地の物件補償が必要となったことに伴い、物件移転補償費を72万9,000円増額させていただきます。

それから33ページですが、第8款 消防費、第1項 消防費、第1目 非常備消防費であります。今回消防団員退職報償金が不足する見込みであるため、報償金を30万8,000円増額させていただきます。財源は、全て消防団員退職報償金受入金であります。これは、在職16年でありました部長級が1人お亡くなりになったということの補正であります。それから、消防庁の平成24年度補正予算により実施されました消防団に係る救助資機材搭載型車両及び消防ポンプ付軽自動車の無償貸付事業により、軽自動車車両1台が平成26年2月に納車される見込みとなったことに伴い、自動車損害保険料を1万4,000円、それから自動車重量税を7,000円、諸経費を増額させていただきます。また、この当該車両を円城寺班に配置することに伴い、古い車両を1台廃棄するため、その廃棄手数料を1万円増額させていただきます。なお、そこに羽島郡消防協会負担金とありますが、ことしは消防団がスタートして120年ということで全国的ないろんな行事があったということで、協会の予算が足りないということで9万5,000円を増額させていただきました。

続きまして、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります。笠松中学校新屋内運動場を年度内の完成予定ということで工事を行っておりますが、完成後竣工

式等の式典を、今のところ4月5日の土曜日に実施する予定でありますので、その実施に係る消耗品費1万円、通信運搬費3万1,000円を増額するものであります。行事全体の経費は来年度予算に計上させていただきます。通信運搬の関係だけを今回補正させていただきました。

同じく第2項 小学校費、第1目 学校管理費、34ページですが、各学校に特別支援教育アシスタントを置いて各学校の特殊事情に対応しておりますが、今回、下羽栗小学校において、サポートが必要な児童に対して、現在の特別支援教育アシスタントの時間数では足りないということで、これをふやして対応することに伴い、11万円の報償金を増額させていただくものであります。

それから、額は少ないんですが、第4項 学校給食センター費、第1目 学校給食センター総務費であります。こちらは先ほどからいろんな議案で説明しておりますが、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、給食センター運営委員会において給食費の値上げについて協議を行うに当たり、開催回数がふえる見込みであるため、委員報酬を3万8,000円増額するものであります。通常は、年2回のを3回にさせていただくという補正であります。

続きまして、教育費の第6項 保健体育費の第2目 体育施設費であります。財源内訳補正がされておりますが、昨年に引き続き、松波病院のほうから10月11日にサッカー場事業支援費として100万円の寄附をいただきましたので、当該事業に財源充当させていただきました。

それから歳出の最後でございますが、第11款 諸支出金、第2項 基金費、第1目 財政調整基金費でございますが、前年度繰越金6,455万1,000円でありましたが、全額予算計上させていただきました。今回の増額補正の財源に充てた後の余剰財源を財政調整基金に積み立てるため、積立金を3,842万2,000円増額するものであります。

歳入のほうは、歳出のほうで説明させていただきましたので、特に御説明するものはございませんので、省略させていただきます。

26ページに第2表繰越明許費がありますが、こちらも先ほど申し上げましたとおり、子ども・子育て支援新制度構築事業389万6,000円計上させていただきました。

以上が一般会計の補正予算であります。

続きまして、36ページからあります第79号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回は、8,041万2,000円の増額補正であります。

こちらも歳出のほうから御説明させていただきますが、38ページの、まずは基金の積み立てであります。前年度繰越金の一部を基金に積み立てるため、基金積立金を5,000万円増額するものであります。

また、諸支出金では、前年度の国県補助金等の確定に伴う精算等により返還金等が必要とな

ったため、償還金利子及び割引料を3,041万2,000円増額させていただきました。

歳入といたしましては、今回の増額補正に伴い、不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を8,041万2,000円増額させていただきます。

なお、前年度繰越金の残額4,927万5,000円でございますが、これについては今後インフルエンザの流行等により保険給付費等に不足が生ずることが予想されることから、3月の定例会で予算計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

39ページからの第80号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は311万1,000円の増額補正であります。

まず歳出のほうでございますが、一般会計の人件費の補正と同様に、6月の補正以後の職員手当の支給状況の異動等に伴い、各種手当の予算に不足が生ずる見込みとなったため、職員手当等を11万1,000円増額させていただきます。ここでは時間外はございません。また、汚水ます設置工事に係る労務単価及び建築資材等の単価高騰に伴い、工事請負費を300万円増額させていただいております。

歳入であります。前年度繰越金を全額、942万3,000円予算計上させていただきました。

今回の増額補正の財源に充てることに伴い、一般会計からの繰入金631万2,000円減額させていただいております。

以上が今議会に提案させていただきました15件であります。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田文雄君） それではお諮りいたします。明12月6日から12月12日までの7日間は議案精読のため休会とし、12月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月6日から12月12日までの7日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（岡田文雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

散会 午前11時14分